12 月 の 市 民 相 談

令和8年度
市民生活課

本庁での相談				
本庁1階市民相談コーナー　南玄関東側				
日	曜日	相 談 名	開催時間	法律相談等予約受付開始
1	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
2	水	税務相談	13:30～16:30	11/26(木) 9時から予約受付
3	木	法律相談	10:00～12:00 13:30～15:30	11/27(金) 9時から予約受付
4	金	行政相談	13:30～16:00	
5	土			
6	日			
7	月			
8	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
9	水	司法書士による相談	13:30～16:30	12/3(木) 9時から予約受付
10	木	法律相談	10:00～12:00	12/4(金) 9時から予約受付
		法律相談（大和支所でも開催）	13:30～15:30	12/4(金) 9時から予約受付
11	金	行政相談	13:30～16:00	
12	土			
13	日			
14	月	土地建物相談	13:30～16:30	
15	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
16	水	税務相談	13:30～16:30	12/10(木) 9時から予約受付
17	木	法律相談	10:00～12:00 13:30～15:30	12/11(金) 9時から予約受付
18	金			
19	土			
20	日			
21	月	土地家屋調査士による相談	13:30～16:30	
22	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
23	水			
24	木	法律相談	10:00～12:00 13:30～15:30	12/18(金) 9時から予約受付
25	金	行政書士による相談	14:00～16:00	
26	土			
27	日			
28	月	土地建物相談	13:30～16:30	
29	火			
30	水			
31	木			

★一般相談・・・月曜～金曜の9時～16時30分　※祝日、年末年始除く

【本庁・支所 各相談の注意事項】

※ 法律相談・税務相談・司法書士による相談は予約制です。詳細はチラシ裏面をご覧ください。

※ 法律相談・税務相談・司法書士による相談以外は相談日の当日、市民相談コーナー窓口で受け付けます。
相談時間は1枠30分、受付は相談開始15分前から終了30分前までです。

※ 相談受付時に申込複数の場合、相談順を抽選します。

※佐賀市LINE公式アカウントから便利に予約（法律相談・税務相談・司法書士による相談）ができます。

【予約方法】

(1)佐賀市LINE公式アカウントを友達に追加
(2)トーク画面下部から「窓口相談・イベント等予約」をタップ
(3)各分野の中から予約したいメニューをタップ
(4)カレンダーから日時を選び、予約フォームに入力して送信
(5)予約完了メッセージが届く

※LINEを利用していない方でも、Web上から同様の予約機能が使えます。

12 月 の 市 民 相 談

令和8年度
市民生活課

支所での相談				
支所名	相談名	開催日	開催時間	開催場所
諸　富	人権相談 行政相談	25日(金)	13:30～15:30	佐賀市産業振興会館 （２階・小会議室） TEL ： 47-2133
大　和	法律相談　※	10日(木)	13:30～15:30	大和支所 （１階・第１会議室） TEL：62-1113
	人権相談 行政相談	17日(木)	10:00～12:00	
富　士	人権相談 行政相談	23日(水)	10:00～12:00	富士支所 （２階・第３会議室） TEL ： 58-2113
三　瀬	人権相談 行政相談	9日(水)	9:30～11:30	三瀬公民館 （１階・中会議室） TEL ： 56-2003
川　副	人権相談 行政相談	9日(水)	9:30～11:30	川副支所 （１階・相談室） TEL ： 45-8911
東与賀	人権相談 行政相談	16日(水)	13:30～15:30	東与賀支所 （２階・第２会議室） TEL ： 45-1023
久保田	行政相談	9日(水)	10:00～12:00	久保田公民館 （２階・中会議室） 思斉くらし総合センター内 TEL ： 68-3137

◎問い合わせ先　　本庁　市民生活課　市民相談コーナー　　電話　40-7085（直）

【本庁・支所 各相談の注意事項】

①相談に対して適切な助言をすることが目的ですので、相手との交渉や手続きを代行したり、相手を呼び出して仲介やあっせんをすることはできません。

②法律相談は予約制(午前先着4人、午後先着4人又は8人)です。予約は相談日の前の週の金曜日(この日が祝日の場合は木曜日)午前9時から受け付けます。来庁・電話のほか、佐賀市公式LINE、市HPからも予約できます。

③1回の相談時間は30分ですので、内容が複雑な相談は要領よく話をまとめ、関係書類があればお持ちください。なお、相談は必ずご本人がお越しください。

④法律相談の相談予定弁護士名は受付日にお知らせします。

⑤弁護士職務規程により相談に応じられない場合もあります。

⑥法律相談は佐賀市民のみです。なお、同一人の相談は年度2回までとさせていただきます。

【税務相談・司法書士による相談の注意事項】

①相談に対して適切な助言をすることが目的ですので、手続きを代行することはできません。

②税務相談・司法書士による相談は予約制（税務相談は先着6人、司法書士による相談は先着12人）です。予約は相談日の前の週の木曜日（この日が祝日の場合は水曜日）午前9時から受け付けます。来庁・電話のほか佐賀市公式LINE、市HPからも予約できます。

③1回の相談時間は30分ですので、内容が複雑な相談は要領よく話をまとめ、関係書類があればお持ちください。